

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（案）に対する意見募集の結果について

令和 8 年 3 月 9 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省自治行政局

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（案）」について、令和 8 年 1 月 9 日から同年 2 月 9 日まで御意見の募集を行ったところ、9 件の御意見をいただきました。

命令（案）に関するいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、御意見を適宜整理又は要約させていただいております。

また、本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

貴重な御意見をいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>カードのスペースは、限られていることから、記載事項が多くなりすぎると、記載が困難であり、見にくく、スマホ等で撮影すると判別不能になるおそれがある。</p> <p>したがって、ウサギの絵、性別、電子証明書の有効期限欄、変更事項記入欄、臓器提供意思表示欄を削り、記載事項に変更がある場合は、新しいカードを交付すべきである。</p>	<p>デジタル庁では、令和 6 年 3 月に公表された「次期個人番号カードタスクフォース」の最終取りまとめを踏まえ、令和 10 年度中に安全で利便性の高い魅力ある次期個人番号カードを導入することを目指しております。次期個人番号カードでは、券面記載事項等の変更と合わせて、偽造防止対策、ユニバーサルデザイン対応、視覚障害者への配慮等を踏まえ、券面デザインの見直しを検討しているところであり、誰もが持ちたくなる魅力的なデザインの実現に向け検討してまいります。</p>
<p>第 17 条の 2 第 2 項において、旅券の提示に関し「当該申請者に係る旅券（効力を失っているものを含む。以下この項及び第四項において同じ。）を提示して・・・」と規定されている。</p> <p>これはローマ字氏名の記載を申請する際に、旅券の発行履歴を有する者は失効済み</p>	<p>第 17 条の 2 第 2 項では、「(旅券を所持しない者にあつては、当該申請書及び当該個人番号カードを提出して)」と規定しており、旅券を所持していない者は旅券を提示せずに申請ができることとしております。</p>

<p>であっても必ず提示せよとの義務を課す内容だが、何十年も前に旅券を失効した者などは、現物を破棄している可能性が十分に考えられる。</p> <p>こういった場合は、「仕方ない」として旅券の提示無しにマイナンバーカードへローマ字氏名の記載を認める運用を行うと思うが、この命令の改正案にはそういった例外条項が述べられていないように見受けられる。</p>	
<p>改正案は、旅券の発行を受けた者は、失効済みも含めその現物を申請者本人が持参・提示せよとの内容となっている（第17条の2第2項）。</p> <p>申請者が旅券のローマ字氏名にどのような表記を用いたかは、本人からの提示を受けずとも行政機関側で把握できないのか。デジタル手続法で掲げたワンスオンリーの基本原則（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第2条第2号）に反する規定かと思う。</p> <p>本改正施行時点でシステム対応等が整わないとしても、将来的に旅券の本人持参を不要とする方向性や、時期の目処を示していただきたい。</p>	<p>貴重な御意見として今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>改正案第17条の2第1項では、ローマ字氏名に関して「ヘボン式ローマ字により表記したもの」を原則とするよう規定しているが「ヘボン式ローマ字とは何か」の定義が必要ではないか。</p> <p>つまり、「ローマ字のつづり方（令和7年12月22日内閣告示第4号）」を基底としている旨を示さなくて良いのか、見解を伺いたい。</p>	<p>社会通念上、一定の意味を有する用語を法令においてもそのまま使用しても特に紛れがないと考えられる場合には、その用語を定義する必要はないとされていることから、「ヘボン式ローマ字」の定義は不要と考えております。なお、旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号）第9条第3項においても「ヘボン式ローマ字」は定義されていません。</p>
<p>賛成だが、いくつか意見を提出する。</p> <p>1. SNSにおいて、漢字表記とローマ字表記が併記されているマイナンバーカードが本人確認で全く使えない旨の情報があるが、ローマ字氏名の追記で同じような問題が起きないようにお願いしたい。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、1.について、令和8年5月26日から開始予定のローマ字氏名の記載については、本欄に記載されている氏名とは別に追記欄に記載等されるものであり、ご指摘のような形で本人確認の際に支障が生じる</p>

<p>2. ローマ字氏名記載の申請は、窓口でマイナンバーカード実物のやり取りが必要と思うが、申請と受取で2度来庁が必要になるということがないようにしてほしい。</p>	<p>ことはないと考えております。 また、2.について、ローマ字氏名の記載申請においては、来庁回数を必要最小限とするよう運用してまいります。</p>
<p>外国人の視点として、この改正案には賛成である。 マイナンバーカードを利用した際、読み方の違いや表記のズレがたまに起こる。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード：漢字やカタカナ表記、もしくは通称名表記 ・パスポート：ローマ字表記 ・銀行や学校：独自ローマ字（文字不足等で略称） ・病院：カタカナ表記 <p>のような「微妙なズレ」が起こってしまう。 そのため、改正案が実現すれば、不必要な書類の提出や、表記のズレによるトラブルが減るため、採択されればと思っている。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p>
<p>国際的に通用する公的個人認証サービスの実現のため、署名用電子証明書にも振り仮名やローマ字を登載することを検討すべきである。</p>	<p>令和8年5月26日以降、氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名が署名用電子証明書の記録事項に追加されます。 ローマ字氏名を署名用電子証明書の記録事項とすることについては、貴重な御意見として今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>へボン式ローマ字による氏名表記を希望しない人が、柔軟に希望する氏名表記を選択できることを周知するため、表記の基準を広く公表するよう、お願いしたい。へボン式ローマ字表記の受付にあたっては、旅券申請で求められるような疎明資料がなくても受理いただくようお願いしたい。氏名のへボン式ローマ字の使用可否基準が記載された外務省の行政文書「一般旅券事務処理について（処理基準【基礎編】）」では黒塗りとなっていて現状非公開にしている部分に関しても、今回マイナンバーカードにも氏名のローマ字表記を広げるにあたっ</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. お示しの氏名表記の基準を広く公表することについては、貴重な御意見として今後の参考にさせていただきます。 2. ローマ字氏名の記載においては、原則として旅券の氏名と一致させることとしておりますので、旅券の提示があればその他疎明資料の提示等は不要です。旅券を所持していない場合であっても、氏名の振り仮名のローマ字表記として明らかに適切でない場合を除き、基本的には疎明資料の提示等を求めない運用を予定しております。 3. お示しの行政文書の開示範囲については、貴重な御意見として今後の参考にさせ

て、より広い範囲を公開する意義が大きいと思うので、外務省・総務省・デジタル庁にて議論し再度公開範囲を広げることの検討をお願いしたい。漢字氏名に加えてローマ字氏名が記載可能になることにより、従来は券面に氏名が収まっていたが変更後は氏名が収まりきらなくなるような人が発生する可能性がある。システムの間隙に落ちて不便を被る人が出ないように、慎重な制度設計をお願いしたい。

マイナンバー利用事務命令改正案に対する意見（必須化反対と代替手段保証の提案）

命令案に強く反対する。マイナンバー利用事務の拡大・オンライン確認の標準化は、事実上の必須化を進め、国民の負担増大と格差拡大を招くだけである。

マイナンバーカード未取得者が行政手続きから排除されるリスクがある。オンライン申請の拡大は便利だが、ネット環境やカード取得ができない人は置き去りにされる。データ紐付けの過多は監視社会を助長し、プライバシー侵害の危険を増大させる。

不正防止のための厳格化はイタチごっこで、新たな偽造手口が出てくるだけである。対策を強化するたびに新たなコストと負担が国民に転嫁され、格差が広がる。改正するなら、マイナンバーカード必須化を避け、紙申請・対面確認・電話確認の代替手段を完全に保証してほしい。運転免許証・パスポート・健康保険証の目視確認を維持し、すべての国民が安心して行政手続きを利用できる仕組みにすべきである。

通信インフラや行政サービスは生活必需品である。金儲け優先ではなく、公共性を最優先にしてほしい。命令案の見直しを強く求める。

ていただきます。

4. 令和8年5月26日から開始予定のローマ字氏名の記載は、個人番号カードの追記欄に行われるため、ローマ字氏名の記載により、氏名が本欄に収まらなくなることはありません。

本件改正案の内容に対する具体的な反対の理由は明らかではありませんが、本件改正は、希望者に対して、個人番号カードにローマ字氏名を記載するための規定を新設するほか、所要の規定の整備を行うものです。